

令和3年小野町議会定例会2月会議

議事日程（第1号）

令和3年2月18日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員長報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1号 令和2年度小野町一般会計補正予算（第8号）
〔上程、説明、質疑、以下日程第9まで同じ〕
- 日程第 5 議案第 2号 令和2年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 6 議案第 3号 令和2年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第 4号 令和2年度小野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 5号 令和2年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 6号 令和2年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第 7号 令和3年度小野町一般会計予算
〔上程、説明、質疑、以下日程第16まで同じ〕
- 日程第11 議案第 8号 令和3年度小野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第12 議案第 9号 令和3年度小野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議案第10号 令和3年度小野町介護保険特別会計予算
- 日程第14 議案第11号 令和3年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計予算
- 日程第15 議案第12号 令和3年度小野町文化・体育振興基金特別会計予算
- 日程第16 議案第13号 令和3年度小野町水道事業会計予算
- 日程第17 議案第14号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
〔上程、説明、質疑、以下日程第23まで同じ〕
- 日程第18 議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第16号 小野町笑顔とがんばり長寿者敬愛条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第17号 小野町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第18号 小野町公営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第19号 小野町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第20号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第21号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
〔上程、説明、質疑、採決〕
- 日程第25 議案の委員会付託
-

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（12名）

1番	會田百合子君	2番	中野孝一君
3番	緑川久子君	4番	先崎勝馬君
5番	渡邊直忠君	6番	会田明生君
7番	吉田康市君	8番	宗像芳男君
9番	水野正廣君	10番	久野峻君
11番	竹川里志君	12番	田村弘文君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大和田昭君	副町長	阿部京一君
教育長	西牧裕司君	総務課長	吉田浩祥君
企画政策課長	吉田吉広君	税務課長	吉田徳一君
町民生活課長	鈴木稔君	健康福祉課長	先崎秀一君
子育て支援課長	宗像喜也君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	郡司功君
地域整備課長	遠藤靖次君	教育課長	佐藤浩君
会計管理者 兼出納室長	吉田ひろ子君	代表監査委員	佐久間金治君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	石井一一	次長	二瓶淳
書記	清水綾子	書記	佐藤理恵

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（田村弘文君） ただいまから令和3年小野町議会定例会2月会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。
-

◎議事日程の報告

- 議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（田村弘文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、
- 1番 會 田 百合子 議員
2番 中 野 孝 一 議員
- を指名します。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（田村弘文君） 日程第2、定例会2月会議の日程等について議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長。
5番、渡邊直忠議会運営委員長。

[議会運営委員会委員長 渡邊直忠君登壇]

- 議会運営委員会委員長（渡邊直忠君） 去る2月15日に開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

令和3年小野町議会定例会2月会議の会議日程については、2月18日から3月1日までの12日間を目途に進めることといたしました。

次に、議案の採決方法について、議案第1号及び議案第7号並びに議案第21号については起立採決とし、議案第2号から議案第6号まで及び議案第8号から議案第20号までについては簡易採決により行うことといたしました。

なお、議案第21号については、委員会付託を行わず議案が上程された日に採決を行うことといたします。

また、議案に対する討論がある場合には、最終日前日までに議長へ通告をお願いをいたします。

以上をもって報告といたします。

○議長（田村弘文君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり、定例会 2 月会議の日程は、本日から 3 月 1 日までの 12 日間を目途に進めることといたします。

また、議案の採決方法について、議案第 1 号及び議案第 7 号並びに議案第 21 号については起立採決とし、議案第 2 号から議案第 6 号まで及び議案第 8 号から議案第 20 号までについては簡易採決により行うことといたします。

なお、議案第 21 号については委員会付託を行わず、議案が上程された日に採決を行うことといたします。

また、議案に対する討論がある場合には、最終日前日までに議長へ通告をお願いします。

定例会 2 月会議の日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（田村弘文君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

最初に、地方自治法第 121 条第 1 項の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会教育長、農業委員会会長及び代表監査委員であり、その委任を受けました者の名簿はお手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員から例月出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第 1 号～議案第 6 号の上程

○議長（田村弘文君） 議案の上程を行います。

日程第 4、議案第 1 号 令和 2 年度小野町一般会計補正予算（第 8 号）から日程第 9、議案第 6 号 令和 2 年度小野町水道事業会計補正予算（第 3 号）まで 6 議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

石井事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第1号～議案第6号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 令和3年小野町議会定例会2月会議が開催されるに当たり、議員の皆様には何かとご多忙の中、ご参集をいただき、ご審議賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

今定例会にご提案申し上げます案件は、令和2年度各会計補正予算6件、令和3年度各会計当初予算7件、条例改正案件7件、人事案件1件の議案21件となっております。

以下、その概要につきましてご説明を申し上げますが、それに先立ちまして、町政執行に係る所信の一端を申し述べさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症につきましては、日本国内で感染が確認されてから、約1年が経過いたしました。全国的には再度の緊急事態宣言が延長され、感染の拡大、それに伴う医療体制の逼迫、経済活動への深刻な影響など、日常生活に大きな不安が生じております。

町では感染予防対策を最優先課題といたしまして、感染防止と経済活動の維持に全力を挙げて取り組み、町民の皆様の不安を払拭する各種施策を実施してきたところであります。皆様のご協力によりまして、感染者も減少傾向にあり、また、昨日からは医療従事者のワクチン接種が開始されるなど、早期の感染収束に向けた動きも出てきております。

町内におきましても、ワクチン接種の早期開始を目指しまして、小野町新型コロナウイルスワクチン接種推進本部を設置し、担当課を中心といたしまして、全庁体制でワクチン接種の円滑な実施に向けまして準備を進めております。後ほど説明をいたしますが、本定例会にも関係する予算を提出しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、現在の地方自治体が抱える諸課題の中で、最大の課題となっておりますのが人口減少の問題であります。日本全体が超少子高齢化社会を迎えており、特に地方の小規模市町村におきましては、自治体存続の危機にあると言っても過言ではありません。

小野町におきましても、町政運営の重要課題として対策を講じており、令和2年度から企画政策課に専任の担当部署といたしまして、人口対策担当を新たに設置し、町全体で総合的に取り組む体制を構築いたしました。若手職員による人口対策庁内プロジェクトチームを組織いたしまして、既成概念に捉われない発想により、新たな視点で事業を構想し、提案事項を令和3年度当初予算に計上したものであります。

次に、令和3年度当初予算の概要について申し上げます。

令和3年度当初予算につきましては、引き続き、人口減少と少子化対策、持続可能なまちづくりに全力で取り組むため、「未来へ おのまち総合計画」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づきまして、総合的に事業を展開し、実施するものです。総合計画の令和3年度実施計画において、主要プロジェクトとして重点的に取り組む課題につきましては、基本目標ごとに2つ、全体では8つの施策を選定しておりますので、ご説

明申し上げます。

基本目標1の「子育てや教育に喜びを感じ、そして生きがいを見出すために」における重点事業といたしまして、幼児教育施設の整備では、引き続き、認定こども園整備事業を進めてまいります。令和4年度の開園に向けまして、事業者が進めている園舎建設工事の費用の一部を補助いたします。

次に、「小中学校教育の充実」として、学力向上対策事業、外国語理解推進事業、特別教育支援推進事業、スクールバス運行事業を実施いたしまして、児童・生徒の学習機会の拡充、学力の向上を図ります。

基本目標2の「便利で住みよいきれいな町を目指して」における重点事業といたしまして、「役場庁舎の整備推進」に取り組みます。役場新庁舎の建設に向けまして、基本構想・基本計画の策定を進めてまいります。

次に、「小野インターチェンジ周辺開発の推進」に取り組みます。交流人口の拡大を図るため、交通の要衝である小野インターチェンジ周辺を活用し、町の発展を目指します。

基本目標3の「将来への不安のない健康的な暮らしを全ての町民へ」における重点事業といたしまして、「生涯にわたる健康づくりの推進」に取り組みます。健康寿命の延伸を図るため、各種健康診査受診率の向上、壮年期からの健康づくり、運動の習慣化による健康づくりを推進いたします。

次に、「初期医療体制の充実」として、小野町の中核的医療機関である公立小野町地方総合病院を支援し、地域医療の確保を図ります。

基本目標4の「働く喜びをみんなで感じるために」における重点事業といたしまして、「豊かで活力ある農業づくり」に取り組みます。認定農業者、農業団体への支援、優良肉牛・乳牛の導入補助、基盤整備の推進、農村地域の協働活動の支援などを実施いたします。

次に、「魅力ある特産品づくり」として、引き続き、6次産業化と発酵のまちづくりを推進いたします。産業の活性化、発酵食品を活用した町民の健康づくり、小野高校との連携などにより、にぎわいのあるまちづくりを目指してまいります。

このほかに、令和3年度の新規事業といたしまして、地域と学校の連携・協働事業、空き家の有効利活用推進事業、町内公共施設の有効活用と各種大会等の誘致事業、幅広い連携によるまちづくり事業、新型コロナウイルス感染症対策事業、創業支援事業を実施いたします。いずれの事業も、新たな行政課題に迅速に対応し、解決するために取り組む事業であります。

また、若手職員による人口対策庁内プロジェクトチームの提案事項につきましては、結婚子育て支援事業、育児用品購入費助成事業、LINEを活用した情報発信力強化推進事業、eスポーツによる健康づくり推進事業、発酵を活用した特産品開発事業、クラウドファンディングによる創業支援事業として事業化しております。

令和3年度は、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を町の最優先課題といたしまして、国・県と連携し、早期の収束を目指し、町民の皆様の不安を払拭するため、全力で取り組みます。更に、町民の皆様と一緒に住みよいまちづくりを進めてまいります。小野町がいつまでも、笑顔と活気あふれる町であるために、先頭に立って頑張っておりますので、議員各位のなお一層のご理解、ご協力を心からお願い申し上げまして、私の所信といたします。

それでは、令和3年小野町議会定例会2月会議に提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第6号までの令和2年度各会計補正予算6案件につきましてご説明を申し上げ

ます。

議案第1号 令和2年度小野町一般会計補正予算（第8号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に1億7,028万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を72億4,405万6,000円とする補正予算であります。

補正の内容は、新型コロナウイルス感染症対応に要する増額補正のほか、各費目において事業完了による計数整理が主なものであります。

歳入においては、特別交付税、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、産地生産基盤パワーアップ事業県補助金、減収補填債等を増額し、被用者児童手当国庫負担金、認定こども園施設整備交付金、過疎対策事業債等を減額するものであります。

歳出においては、第2工業団地西側法面復旧工事請負費、新型コロナウイルスワクチン接種委託料、産地生産基盤パワーアップ事業補助金、第3回の応援商品券支給事業委託料、新型コロナ対策飲食業及び納入業者支援事業補助金等を増額し、認可保育所等整備費補助金、右支夏井川河川改修事業負担金、小中学校児童・生徒用のタブレット端末機購入費等を減額するものであります。

また、事業完了が翌年度となる見込みの15事業につきましては、繰越明許費として所要の措置を講じるものであります。

次に、議案第2号 令和2年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から3,152万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億9,220万9,000円とする補正予算であります。

歳入においては、災害臨時特例補助金等を増額し、国民健康保険税、保険給付費等交付金等を減額するものであります。

歳出においては、直営診療施設勘定繰入金等を増額し、一般被保険者療養給付費等を減額するものであります。

次に、議案第3号 令和2年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に581万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1,616万9,000円とする補正予算であります。

歳入においては、後期高齢者医療保険料等を増額し、受託事業収入等を減額するものであります。

歳出においては、後期高齢者医療広域連合納付金を増額し、保健事業費を減額するものであります。

次に、議案第4号 令和2年度小野町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から9,445万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億6,478万6,000円とする補正予算であります。

歳入においては、低所得者保険料軽減繰入金を増額し、介護保険料、支払基金交付金等を減額するものであります。

歳出においては、保険給付費の各費目において、年間見込額から所要の増減補正を行うほか、介護給付費準備基金積立金を増額するものであります。

次に、議案第5号 令和2年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に31万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を270万3,000円とする補正予算

であります。

歳入においては、文化・体育振興基金造成一般寄附金等を増額するものであります。

歳出においては、文化・体育振興基金積立金を増額するものであります。

次に、議案第6号 令和2年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。収益的収支においては、支出について74万6,000円を減額し、総額1億6,141万3,000円とするものであります。

資本的収支においては、収入について1,587万3,000円を減額し、総額4,345万6,000円、支出について1,638万3,000円を減額し、総額1億695万1,000円とするものであります。

以上、議案第1号から議案第6号までの令和2年度各会計補正予算6案件につきましてご説明を申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくをお願い申し上げます。

○議長（田村弘文君） 暫時休議といたします。

これより、ただいま町長から報告ありました最近の主な行政諸般の内容を記載した書面を配付いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時24分

○議長（田村弘文君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） なければ再開いたします。

◎議案第1号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第1号 令和2年度小野町一般会計補正予算（第8号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第1号について質疑を終わります。

◎議案第2号～議案第6号の質疑

○議長（田村弘文君） 次に、議案第2号 令和2年度小野国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から議案

第6号 令和2年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）までの5議案について一括して質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第6号までの5議案について質疑を終わります。

◎議案第7号～議案第13号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第10、議案第7号 令和3年度小野町一般会計予算から日程第16、議案第13号 令和3年度小野町水道事業会計予算まで7議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

石井事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第7号～議案第13号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第7号から議案第13号までの令和3年度各会計当初予算7案件につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案第7号 令和3年度小野町一般会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億4,200万円とするもので、令和2年度当初予算と比較して、5,700万円減額となるものであります。

歳入においては、法人事業税交付金、地方特例交付金、国庫支出金、繰入金等を前年度当初予算より増額で計上し、町税、地方消費税交付金、地方交付税、県支出金等を減額で計上するものであります。

歳出においては、「未来へ おのまち総合計画」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」などに基づく諸事業に加え、新型コロナウイルス感染症対応に要する所要の予算を計上しているところであります。

主な内容といたしましては、地域外来等設置事業負担金、結婚新生活支援事業補助金、育児用品購入費助成金、6次産業化と発酵のまちづくり推進事業費、ICT支援業務委託料、タクシー助成制度委託料、町道拡幅・舗装新設工事費、ふるさと文化の館改修工事費等を計上するものであります。

次に、議案第8号 令和3年度小野町国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,515万6,000円とするもので、前年度当初予算と比較して、1,370万7,000円減額となるものであります。

歳入においては、国民健康保険税等を増額、県支出金、繰入金を減額で計上し、歳出においては、国民健康保険事業費納付金を増額、保険給付費、保健事業費等を減額で計上するものであります。

次に、議案第9号 令和3年度小野町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,724万1,000円とするもので、前年度当初予算と比較して、770万5,000円増額となるものであります。

歳入においては、後期高齢者医療保険料、繰入金等を増額で計上し、歳出においては、後期高齢者医療広域連合納付金、保健事業費を増額で計上するものであります。

次に、議案第10号 令和3年度小野町介護保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,481万7,000円とするもので、前年度当初予算と比較して、4,164万7,000円減額となるものであります。

歳入においては、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金等を減額で計上し、歳出においては、地域支援事業費等を増額、保険給付費等を減額で計上するものであります。

次に、議案第11号 令和3年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,733万3,000円とするもので、前年度当初予算と比較して、319万3,000円増額となるものであります。

歳入においては、浄化槽設置分担金は同額、浄化槽使用料、一般会計繰入金を増額で計上し、歳出においては、浄化槽管理費、浄化槽設置工事費等を増額で計上するものであります。

次に、議案第12号 令和3年度小野町文化・体育振興基金特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ207万2,000円とするもので、前年度当初予算と比較して、10万円減額となるものであります。

歳入においては、文化・体育振興基金繰入金を減額で計上し、歳出においては、文化・体育振興基金運用費を減額で計上するものであります。

次に、議案第13号 令和3年度小野町水道事業会計予算についてであります。収益的収支におきまして、収入においては、1億6,752万5,000円、支出においては、1億6,257万1,000円計上し、資本的収支におきまして、収入においては、4,113万6,000円、支出においては、1億797万9,000円計上するものであります。

以上、議案第7号から議案第13号までの、令和3年度各会計予算7案件につきましてご説明を申し上げますが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。よろしくようお願いを申し上げます。

◎議案第7号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第7号 令和3年度小野町一般会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第7号について質疑を終わります。

◎議案第8号～議案第13号の質疑

○議長（田村弘文君） 次に、議案第8号 令和3年度小野町国民健康保険特別会計予算から議案第13号 令和3年度小野町水道事業会計予算までの6議案について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第8号から議案第13号までの6議案について質疑を終わります。

◎議案第14号～議案第20号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第17、議案第14号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第23、議案第20号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてまで7議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

石井事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第14号～議案第20号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第14号から議案第20号までの条例の一部改正7案件につきましてご説明いたします。

議案第14号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本日は、福島県人事委員会の勧告に準じて、通勤手当を令和3年4月から改定するため、所要の改正を行うものであります。最近のガソリン価格の動向等を踏まえ、通勤手当の支給額の上限を引き下げるものであります。なお、実際の支給額につきましては、規則を改正し、引下げを行うものであります。

次に、議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本日は、田村地方老人ホーム入所判定委員会が令和3年3月31日をもって廃止されることから、小野町単独で入所判定委員会を設置することに伴い、当該委員の報酬について規定するものであります。

なお、委員会の設置については、要綱で規定するものです。

次に、議案第16号 小野町笑顔とがんばり長寿者敬愛条例の一部を改正する条例についてであります。本日は、条例で規定する顕彰の対象となる90歳及び100歳到達者のうち、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム入所者を除いているものを介護保険施設の多様化に伴い、ただし書を削除し、住所要件のみに改正するものです。

次に、議案第17号 小野町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。本日は、令和3年度から令和5年度までの3年間を期間とする第8期介護保険事業計画における介護保険料率を規定するために、所要の改正を行うものです。計画期間中の被保険者数、保険給付費、介護認定の状況等の推計を踏まえ、介護保険料率については据え置くものであり、適用年度のみ改正するものであります。

次に、議案第18号 小野町公営住宅管理条例の一部を改正する条例についてであります。本日は、所得税法及び民法の改正に伴い、所要の改正を行うものです。所得税法の改正については、寡婦の定義が変更されたことにより、関連する条項を改正するものです。民法の改正については、極度額の定めのない個人の根保証契約は無効となったことから、公営住宅の入居に係る連帯保証人の極度額を家賃の12か月分に相当する額に規定するものです。

次に、議案第19号 小野町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例についてであります。本日は、民法の改正に伴い、所要の改正を行うもので、議案第18号と同じく極度額の定めのない個人の根保証契約は無効となったことから、特定公共賃貸住宅の入居に係る連帯保証人の極度額を家賃の12か月分に相当する額に規定するものです。

次に、議案第20号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてであります。本日は、町営住宅の廃止に伴い、所要の改正を行うものです。

改正の内容は、館廻住宅1戸、前之内住宅2戸、光明院住宅2戸及び七生根住宅1戸を廃止し、当該住宅の戸数などを減らすものです。

以上、議案第14号から議案第20号までの条例の一部改正7案件につきましてご説明を申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたささせていただきますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第14号～議案第20号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第14号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第20号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてまでの7議案について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第14号から議案第20号までの7議案について質疑を終わります。

◎議案第21号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第24、議案第21号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

石井事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第21号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第21号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。本案は、令和3年6月30日で任期満了となります人権擁護委員につきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、委員の推薦について議会の意見を求めるものです。

現委員の小野町大字小野新町字宿ノ後100番地8、先崎隆春氏につきまして、人格、識見ともに優れており、人権擁護委員として適任者であると考え、再度推薦いたしたく議会の意見を求めるものであります。

任期につきましては、令和3年7月1日から令和6年6月30日までの3年間となるものであります。

以上、議案第21号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明を申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案の説明といたします。よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第21号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第21号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第21号について質疑を終わります。

◎議案第21号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

議案の採決を行います。

議案第21号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、適任とする意見に賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第21号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任とする意見に決定いたしました。

◎議案の委員会付託

○議長（田村弘文君） 日程第25、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の付託事件表をご覧ください。

本案のとおり常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 以上をもって本日の会議日程は全部終了いたしました。
本日の会議はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時47分